第２部　振り返り

第６章　第三者委員会による行政対応の総括と再発防止・責任追及に係る県の取組

１　ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会での検証

(1) ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の概要

県は、ＲＤ問題に対する県の一連の対応に係る問題点と行政上の責任を明らかにするとともに再発防止策について提言を得るため、平成 19 年（2007 年）２月、学識経験者４人で構成し、総務部総務課に事務局を置く「ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会」を設置した。


【検証委員会の様子】

検証委員会では、廃棄物処理法を所管する本庁と地方機関の対応について、旧処分場に係る産業廃棄物処理施設設置届出がなされた昭和 54 年（1979 年）11 月 12 日から、旧ＲＤ社の破産手続開始決定の公告があった平成 18 年（2006 年）６月 19 日までの間を対象として、主として次の３つの観点から、評価、検証が行われた。

ア　廃棄物処理法その他関係法令に基づく権限を適正に行使したか。

イ　住民および住民団体等からの苦情や要望への対応は適切であったか。

ウ　ＲＤ問題の究明のために適切な対応を行ったか。

検証委員会は地元住民からのヒアリング１回（発言者13名・住民同席者10名））、県の関係職員からのヒアリング３回（延べ９名）を含め13回開催され、平成20年（2008年）２月に検証結果に基づく報告書（再発防止策を含む。）が知事に提出された。なお、検証委員会はヒアリング等の例外を除いて公開で行われた。

【検証委員会委員】　※職名は当時のもの

役　職	氏　名	分　野	職　　名
委員長	池田　敏雄	行政法	関西大学法学部教授
	木邊　美	その他の学識経験者	(社)ガールスカウト日本連盟滋賀県支部育成会常任理事（元滋賀県公安委員長）
	宮本　融	公共政策	北海道大学公共政策大学院特任准教授
委員長職務代理者	渡部　一郎	法律実務	弁護士

【検証委員会開催概要】

回　数	開催日	議事の内容
第１回	平成 19 年 ２月 27 日	委員長の選任等 ＲＤ問題の概要の確認（現地確認を含む。） 検証の進め方の確認
第２回	４月 23 日	ＲＤ問題の概要の確認 論点整理の全体概要の確認
第３回	５月 21 日	地元住民からのヒアリング （発言者 13 名・住民同席者 10 名、３時間 55 分）

第４回	６月 25 日	論点の整理
第５回	７月 26 日	県からの事実確認 論点の整理
第６回	８月 31 日	関係職員からのヒアリング（７名、４時間 30 分）
第７回	10 月 11 日	関係職員からのヒアリング（１名、１時間 30 分）
第８回	11 月 15 日	関係職員からのヒアリング（１名、１時間 10 分）
第９回	12 月３日	県の対応に対する評価の整理
第 10 回	12 月 18 日	県の対応に対する評価の整理
第 11 回	12 月 25 日	県の対応に対する評価
第 12 回	平成 20 年 １月 31 日	県の対応に対する総合的な評価
第 13 回	２月 14 日	再発防止策の検討 報告書（案）の検討および取りまとめ
－	２月 25 日	報告書の知事への提出

(2) 検証の結果

検証委員会による検証の結果（評価）は次のとおりであった。

（検証委員会の報告書を抜粋。なお、「ＲＤ社」の表記は原文のまま。）

【県の対応に対する総合的な評価】

(1) 処分場の立地の特性についての認識

本件処分場は、栗東市小野地区の丘陵地にＲＤ社により設置し、拡張されてきたもので、一般的に集落から離れた山林や原野等の設置とは異なり、新興住宅団地が隣接し、既存集落からも比較的近いところにある。

このため、県は、処分場周辺の住民からばい煙等の苦情があれば真摯に受け止めるとともに、近隣住宅地への生活環境上の支障が生じないよう、保全への配慮が通常以上に必要な処分場であり、ＲＤ社に対する指導監督については厳しく対応すべきであるとの認識を持つべきであった。

(2) 事業者に対する認識

当時、ＲＤ社については県の許可後、法人格を取得し、前向きに事業に取り組む姿勢を持っており、他業者と比べて比較的問題の少ない事業者という認識をしていたことが、職員ヒアリングで明らかになっている。これは、周辺住民からのばい煙やばい塵、悪臭に対する苦情があったり、違反行為はあったものの、県の行政指導には応じていることから、当時はまだＲＤ社が悪質であるとの認識は持っていなかった。

しかし、その後、住民からの批判があるように、不適正保管の問題のあった平成７年から８年以降は、ＲＤ社に対して厳しい認識を持ち、対応する姿勢を見直すべき時期に来ていたにもかかわらず、これまでどおりの対応が続けられていたことは、ＲＤ社に対する県の認識は甘いと言わざるを得ず、またこの問題が大きくなった一因ともなったのでないか。

一方、最終処分場は受入量が多ければ多いほど経済的利益が大きくなり、県の使用前検査を済ませた後、許可時の底面より深掘りし、許可容量を超える廃棄物の持ち込みが行われやすいことから、県としては、ＲＤ社に対して指導監督を行うなど厳しい姿勢で臨むべきものであるとの認識を持つべきであった。

さらに、ＲＤ社は、産業廃棄物最終処分業の許可だけでなく、収集運搬業や中間処理業（焼却）、特別管理産廃物処分業の許可をそれぞれ取得し、以降、その許可品目を拡大しながら、同一場所で、廃プラスチック、ガラスくず等の安定型許可品目以外の汚泥、廃油、廃アルカリ、木くずなど多様な産業廃棄物の収集運搬や中間処理を取り扱うことになることから、最終処分場に許可品目以外の産業廃棄物が埋め立てられる可能性は高くなると思われ、こうした認識に立って、県は指導監督する必要があったのではないか。

(3) 指導監督権限の行使の妥当性

都道府県知事は、廃棄物処理法上の監督権限として報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令および許可の取消しの権限を付与されている。また、法的効果はないものの、廃棄物処理法上の監督権限を背景として、適宜必要な行政指導を行うことも可能である。

県は、現状把握の手段として任意の行政指導としての報告をたびたびＲＤ社に求めているが、報告拒否および虚偽報告について罰則が適用される同法第 18 条に基づく報告の徴収については、平成 12 年に硫化水素ガス発生に伴い、処分場の埋立廃棄物を確認するために実施されるまでその権限が行使されることはなかった。しかし、ＲＤ社の現状を的確に把握し、監視するため、任意の報告徴収にとどまらず、積極的に法に基づく報告徴収を求めるべきであった。

また、立入検査については、県が定期的な立入検査を行っていたかは、必ずしも明らかではないが、定期的にＲＤ社に立入検査を行い、処分場の残余容量の確認その他廃棄物処理法の遵守状況を確認し、記録を残すなどの対応が必要であったのではないか。

一方、行政指導は、一般的に行政処分に比べ、問題に対し迅速かつ柔軟に対応することが可能であることから、多用されている手段であり、産業廃棄物行政においても、環境省通知『行政処分の指針について』（前掲）に「行政指導を継続し、法的効果を伴う行政処分を講じない場合も見受けられる」との指摘がなされていることや、ＲＤ社に対して最初の行政処分である改善命令が発動された平成 10 年度における全国の産業廃棄物処理業者に対する行政処分は 74 件、産業廃棄物処理施設に対する行政処分は 40 件（旧厚生省「産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況（平成 10 年度実績）について」より）であったことから、全国的にも違反行為への対応が行政指導により行われていたケースが多いことが窺える。

ＲＤ社については、長年にわたり、種々の廃棄物処理法違反の行為が確認されているが、平成 10 年６月の改善命令の発動まで、一度も行政処分は行われておらず、この改善命令も同年５月の埋立終了後に行われたものであって、それまで違反行為の是正については行政指導の継続により対応している。このことについては、前記の通り当時は行政指導による対応が全国的な傾向であったこと、国は、旧厚生省通知『産業廃棄物に関する立入検査及び指導の強化について』（前掲）において、必要な場合は積極的に行政処分を行うことを指導していたが、一方で具体的な処分基準を示していなかったこと、産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設の許可とは異なり、行政処分の要件の認定やその発動には一定の裁量があること等、一定考慮すべき事情もあるとはいうものの、県は行政処分に消極的であったのではないか。

県の個別の対応に対する評価の際に述べたとおり、ＲＤ社は違反行為を繰り返してきており、また、県の行政指導に従わないこともあった。これまでのＲＤ社に対する指導記録等や対応方針が整備されて、もっと早期の段階で改善命令や業務停止命令を発動していれば、その後のＲＤ社

の姿勢が変わった可能性もあり、行政処分権限をより適切なタイミングで行使しなかったことが結果として事態を悪化させる一つの要因となったことは否めない。

このような県の対応が、ＲＤ社に対し、違反をしても、県の指導にある程度対応しておけば大丈夫だという誤った認識を植え付けてしまったとも考えられる。

(4) 住民等との連携

ＲＤ社によるばい煙やばい塵、悪臭等の苦情やガス化溶融炉の導入問題に対する県の対応が十分でなく、住民と県との間に信頼関係が崩れたことにより、本来の地元で被害を受けた住民と権限を行使できる県が力を合わせて、ＲＤ社に対してその対応を求めていく形態から、いつしか、ＲＤ社への指導を強く県に求める住民と、ＲＤ社に対しては法令等の範囲内での指導監督しかできないとする県との間で溝が生じてしまい、連携によるＲＤ社への監視等の機能が十分働かなくなり、問題のスムーズな解決が難しくなってしまった。

このような状況にあって、少しでも問題を解消するためには、県が、この処分場は、住民が近接して生活しているため、生活環境の保全の必要性が高く、処分場の影響も受けやすいという立地の特性を認識し、ＲＤ社に対してＲＤ社自身の住民に対する説明責任を果たすように指導するとともに、県としても情報公開を積極的に行い、県の対応等について説明責任を果たすことが重要であった。その上で、処分場の動きや地域のことは、地元住民が最も分かっていることから、地域から苦情や情報を行政対応に活かすという認識に立って、住民からの情報等をもっと真摯に受け止めるとともに、収集した情報の内容を十分検討する姿勢が必要であったのではないか。

また、県は栗東市と、硫化水素ガス発生後、地下水等のモニタリング調査での監視活動の分担や、住民説明会の合同実施等の連携を行っており、平成 18 年３月には、定期的な会議として、ＲＤ問題対策県・市連絡協議会を設置するが、密接な連携を図るために、このような意見交換の場をもっと早い時期に設置してもよかったのではないか。

(5) 県の組織体制と内部対応

ア　廃棄物行政の体制

平成元年度から平成８年度までは、本庁の廃棄物担当課では、平成５年度に不法投棄班が別に設置されているが、産業廃棄物担当は、５名しか配置されておらず、当時、本庁が行っていた許可件数からみると、平成５年度以降は平成元年度の２倍以上となっていた。質、量ともに、膨大な廃棄物行政の事務を少ない人員でこなすなかで、ようやく平成９年度以降本庁では少しずつ増員され、また、平成 13 年度には、設置された各地域振興局に許可事務が本庁から移管され、体制の充実が図られるなど、行革の中にあって、一定の対応がされているものの、それまでについては、当時の人員で本件事案の処分場の監視等の対応は十分でなく、必要な人員の確保に努めるべきであった。

イ　組織内の対応

最終処分場問題は、長期間にわたっていることから、既に保存期間満了により廃棄されたものも多く、関係書類が現存しないことは必ずしも問題となるわけではないものの、保存期間の到来していない平成９年度の書類については、ほとんど保管されていないなど、書類の保管状況が十分とは言いがたく、それまでの具体的な経緯が分からなくなり、その後の指導監督にも支障をき

たすおそれもある。また、ＲＤ社に対して行政指導を行った記録は多数確認されたが、最終的にその指導結果について是正や改善を確認した旨の記録がない事例も散見された。このことからも、人事異動等により担当者が交代した際の継続的な指導監督に支障をきたすおそれがあった。このように、ＲＤ社に対する指導や改善等の記録の作成、整理、適正な保管等の情報の共有化や引継ぎが十分でなく、また、検査指導対応マニュアルの整備が十分でなく、この状況では、ＲＤ社に対する過去の経過を踏まえたきめ細かい継続的な指導監督対応が十分できないのは明らかであり、事務処理の整備面で、十分な対応がなされていなかった。

ウ　県の対応に係る基本的な考え方

県は、必要な都度、調査や行政指導、行政処分を行い、ＲＤ社に是正させるなどして、一つひとつの問題に精一杯、着実に対応していくことを基本的な姿勢としていた。

平成 12 年には、硫化水素ガスや有害物質による住民不安を解消し、住民の安全を確保するために、処分場の実態解明と有害物の除去など適正な処理を求める請願が、県議会で採択された。このため、県は予備費で、地下水等委託調査および掘削委託調査を実施し、調査委員会による硫化水素発生原因調査も行われ、また、改善命令に基づきＲＤ社により改善対策が進められたが、請願にある処分場全体の全容解明や有害物質の適正な処理までには至っていない。

結果として、ＲＤ社が破産して、問題が残され、県として対策を講じなければならなくなっていることを考えると、原因者に経費を負担させ、違法行為を改善させるということを基本原則としつつも、一つひとつの問題に対応するだけでは、必ずしも処分場の全容解明を含めた抜本的解決には至らないことを認識した上で、問題を長期化させないというような対応を検討すべきであったのではなかったか。

【結論】

以上のとおり、ＲＤ最終処分場問題については、周辺地域に生活環境上の支障が生じたことの責任は、ＲＤ社にあることはいうまでもないが、県のこれまでの行政対応を検証すると、次のような点に問題があったと考えられる。

住宅地に隣接していることから、生活環境上の支障への配慮が必要な処分場であるという特性の認識が十分持たれず、住民からの苦情等への対応が十分でなく、信頼関係が構築できなかった。また、ＲＤ社が行政指導に従っていたことから、比較的問題の少ない事業者という認識が持ち続けられ、県はＲＤ社に対して基本的な認識が甘かった。また、県の組織体制として、人員増が行われた平成９年度頃より以前は、膨大な廃棄物行政の事務を抱えながら、人員の確保が十分ではなく、また、ＲＤ社に対する報告徴収や立入検査など監視が行き届かず、より適切なタイミングで指導監督権限を行使しなかったことが事態を悪化させる一つの要因となった。

このように、ＲＤ最終処分場問題では、県の組織としての対応が十分であったとはいえず、ＲＤ社による違反行為を抑止できないままに、この問題を大きくかつ長期化させる結果となった。

ゆえに、ＲＤ社を十分指導監督できなかった県の組織としての対応の不十分さもその遠因の一つとなっており、県に行政上の責任があることは否めない。このため、このようなことが二度と起こらないよう、県は、指導監督体制の強化等の再発防止に努める責任がある。

2　再発防止および事業者責任追及に係るＲＤ最終処分場問題行政対応追加検証委員会での検証

(1) 再発防止および事業者責任追及に係るＲＤ最終処分場問題行政対応追加検証委員会の概要

県は、検証委員会による検証から３年余を経た平成 23 年（2011 年）11 月に、検証委員会の検証対象期間後に県の講じている措置について検証を行うため、検証委員会の委員を中心とする学識経験者４人で構成する「再発防止および事業者責任追及に係るＲＤ最終処分場問題行政対応追加検証委員会」（以下「追加検証委員会」という。）を設置した。

追加検証委員会では、検証委員会の検証対象期間の終期である平成 18 年（2006 年）６月 19 日から追加検証委員会の設置の日である平成 23 年（2011 年）11 月１日までの間を対象として、主として次の２点に係る取組状況について、評価、検証が行われた。

ア　検証委員会で示された再発防止策について適切に取り組んでいるか。

イ　ＲＤ問題に係る関係事業者等の責任追及について適切な措置を講じているか。

追加検証委員会は３回開催され、平成 23 年（2011 年）12 月に検証結果に基づく報告書が知事に提出された。

【追加検証委員会委員】

役　職	氏　名	分　野	職　　名
委員長	池田　敏雄	行政法	関西大学名誉教授（行政法）
	磯村　篤範	行政法	島根大学大学院法務研究科教授
	木邊　美	その他の学識経験者	(社)ガールスカウト日本連盟滋賀県支部育成会常任理事（元滋賀県公安委員長）
委員長職務代理者	渡部　一郎	法律実務	弁護士

【追加検証委員会開催概要】

回数	開催日	議事の内容
第１回	平成 23 年 11 月 18 日	委員長の選任等 再発防止策およびＲＤ最終処分場問題に係る事業者等に対する責任追及の状況の確認 検証の進め方の確認
第２回	12 月３日	県の取組状況の確認 質疑応答および議論
第３回	12 月 10 日	報告書（案）の検討および取りまとめ
－	12 月 20 日	報告書の知事への提出

(2) 検証結果の概要

検証の結果は次のとおりであった。

ア　再発防止策に係る追加検証委員会による検証の結果

再発防止策に係る県の取組の状況および今後県が講じようとする措置ならびにそれらに対する追加検証委員会による検証の結果は、３のとおりであった。

イ　特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任追及に係る検証結果

納付命令に係る債権の回収については国税滞納処分の例による強制徴収が行われており、また、その他の事業者についても調査検討が進められているなど、現に責任追及のための措置が講じら

れているといえるが、県が入手している書類等のなかには個別の詳細な調査分析の対象となっていないものもあり、引き続き調査を行われたい。

旧処分場における行政代執行には巨額の費用を要すると見込まれるなかで、当該代執行に係る産業廃棄物の不適正処分につき責任が認められる処分者等に対しては、最大限の負担を求めていくべきである。排出事業者の責任の追及には困難を伴うことも想定されるものの、旧ＲＤ社の関係者等からの回収も含め、法的に可能な最大限の措置を執るとの観点から、個別の対応の検討にあたっては、県庁内の債権徴収担当部局との連携はもとより法律実務に精通した外部の専門家の助力を得つつ進めていくなど、効果的な手法を講じて確実な回収に努められたい。

３　再発防止に係る県の取組

(1) 行政対応検証委員会で示された再発防止策

行政対応検証委員会は、評価を踏まえ、次に掲げる事項についての再発防止策を示した。

ア　職員の意識の研鑽

産業廃棄物行政においては、優良な産業廃棄物処理業者の育成が重要であり、そのためには事業者との相互理解や信頼醸成が必要であるが、一方で許認可権者として、事業者との一定の緊張関係を保つことも必要である。

そのためには、先入観にとらわれず、客観的な情報等に基づいて事業者に対する正しい認識を持つことが大切である。また、環境配慮に対する高い規範意識を持つとともに、些細なことから違反行為の兆候を察知できるように、行政としての感覚を研鑽していく必要がある。また、それらの兆候を総合的、有機的にとらえるとともに、客観的に把握して、迅速、的確な対応ができるように、職員研修の充実を図ることも必要である。

イ　指導監督体制の強化

(ｱ) 指導監督権限の適正な行使

許可容量を超える埋立てや許可品目以外の違法な埋立てなどの不適正処分を疑わせるような行為や住民からの通報等があった際には、早期発見、早期対応が重要であることから、廃棄物処理法に基づく立入検査、報告徴収を適切かつ厳正に行うとともに、日頃から法令の遵守状況等の定期的な報告により県内の事業者の全体的な状況を的確に把握し、立入検査を実施するなど、継続的で効果的な監視手法を検討することが必要である。また、職員が統一的で公正な指導ができるように、その具体的な方法などを明示した行政指導マニュアルを整備するとともに、公正で厳格な行政処分をタイミングよく行使し、県による不作為が生じないようにするために、国の行政処分指針に基づき、行政指導に従わない事業者や、指導には従うものの過去に同様の指導を繰り返している事業者に対する措置等を明記した行政処分マニュアルを整備することが必要である。

なお、策定したこれらのマニュアルについては、事業者に周知することも必要である。

(ｲ) 必要な情報の整備

組織として迅速かつ的確に指導監督を行っていくためには、個々の事業者ごとに、これまでの当該事業者に対する苦情対応をはじめ、行政指導、行政処分等の経過や今後の対応方針を明確に記録整備したうえで、情報を共有し、きちんと引き継いでいくことが必要である。

また、指導監督権限の行使や不行使を意志決定する際には、その結論だけでなく、事実経過

や根拠事由など意志決定の過程が明確となるような文書を残すことが必要である。

(ｳ) 執行体制の充実

組織内体制として、当該処分場の監視等の対応に人員が不足していたことを考え合わせると、的確な廃棄物行政を遂行できる体制づくりが求められ、関係法令に精通し、化学や土木の専門知識等を有する人員や住民等との折衝で誠意を持って粘り強く対応できる人員の適正配置について、できるだけ配慮されることが望まれる。

ウ　住民等との連携強化

生活環境上の不安の解消を図るためには、情報公開についての重要性を強く認識し、積極的に公開を行うとともに、県の対応について、説明責任をしっかり果たすことが必要である。また、住民からの苦情や情報を把握、評価し、適切な対応を行うことで、住民の信頼を得る努力を行うことが必要である。

住民は、絶えず処分場を監視しており、県が得られない情報を有していることが多く、県は、より一層積極的に情報収集に努め、これらを通じて、不適正処分の未然防止や早期発見につなげていくため、組織として、住民とのよりよき連携のあり方を探る必要がある。

また、現場の地方機関や他の部局との情報交換の促進に努めることも必要である。

(2) 追加検証委員会での検証結果

ア　職員の意識の研鑽

【県の取組】

・産業廃棄物アカデミー、九州環境技術創造道場への参加
・本庁地方機関間での事例研究、意見交換会の開催
・近畿ブロック研修会への参加
・本庁地方機関間での研修会の開催
・外部研修への講師としての出席

【県が今後講じようとする措置】

各種研修への参加について、引き続き積極的な施策と位置づけて実施していくとともに、本庁と地方機関との連絡会や研修会についてもその充実を図る。

【追加検証委員会における意見および評価】

職員の意識の研鑽については、各種の研修の機会の拡充を通じて一定の対応を執っているものと認められる。ただし、産業廃棄物処理業等の指導監督には専門的な知見や経験が必要とされる部分が大きいと考えられるところ、自治体においては、定期の異動により職員の知識経験の蓄積が組織として継承されにくいことも懸念される。

この点、技術系の職員に関しては、職種の特性上、その異動の範囲は比較的限定されているところであるが、一般行政職の職員についても異動や配置にあたり必要な配慮がなされるべきである。

イ　指導監督体制の強化

【県の取組】

(ｱ) 指導監督権限の適正な行使

・立入検査の年度計画等の策定、年間目標立入検査率の設定
・立入検査に係るマニュアルの作成、立入検査票の設定

・内規の策定による行政処分に係る具体の基準の設定
・処分基準の策定
・スカイパトロールの実施
・路上抜き打ち検問の実施
・休日、夜間を含む監視の実施
・要綱、処分基準の県ホームページ上での公表

(ｲ) 必要な情報の整備
・要綱等による規定整備

(ｳ) 執行体制の充実
・専門的職員の増員その他の人員体制の強化
・本庁による施設関係の一元的監視指導
・処理施設の新規・変更許可時のアセスメント結果の審査体制の拡充
・職員の専門的能力向上のための研修の実施
・非常勤嘱託職員の設置による人員の拡充
・委託事業による体制整備

【県が今後講じようとする措置】

立入検査については、「産業廃棄物処理施設等立入検査方針」において積極的な目標を定めるとともに、効果的な重点方針を定め、これを厳正に実施する。

また、積極的に人員の確保に努めるほか、嘱託員あるいは委託といった形での体制の拡充をより積極的に処理施設の監視業務に活用するなど、限られた人員の中で効率的な執行を行う方策を進める。

【追加検証委員会における意見および評価】

指導監督体制の強化については、特に立入検査について、その充実を図るため具体的な方法等を示したマニュアルを整備し、また、収集運搬業者の積替保管施設を含む県内の許可施設すべてを対象に、例外を設けることなく少なくとも年間１回は立入調査を実施することとしていることは、前回の検証の結果を踏まえた対応がなされているものと認められる。

ただし、不適正処分の把握に際しての実地の調査の重要性に鑑み、立入検査の拡充およびそのより効果的な実施に関して、今後とも一層の努力がなされるよう期待する。

行政処分に関しては、近年の件数比較では増加しているが、法制度の変更の影響や平成21年度の大津市の中核市移行に伴う対象施設の減少といった要素も考慮すると、定量的な評価はしにくいところである。ただし、最近の状況をみると、平成20年度（2008年度）には措置命令に従わない業者に対して処理施設設置許可の取消処分を行い、平成19年度（2007年度）には地元市からの連絡で発覚した排出者の処理基準違反について改善命令を発して是正させ、また、立入調査の結果判明した維持管理基準違反について処分業者に施設の改善命令を発して是正させているといった状況があること、さらに行政処分に携わる担当職員間での意見交換等の機会の拡充が図られていることなどから、一定、積極的な対応が執られていることが窺われるところである。今後も、関係するマニュアルや規定の充実を進めるとともにその趣旨を徹底して、違反行為等に対しては厳正に対処されたい。

廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収については、前回の検証委員会の報告書においてその

積極的な活用が求められているところであるが、その後の平成22年度（2010年度）には大幅な件数増加が見られるなど、その趣旨が反映されていると見ることができる。

なお、法の強制力を背景とした措置までは至らないケースについても、事業者に対して行った行政指導や指摘に関し、その記録等の整理、解析を通じて今後の事業者への指導に活用するなどして、不適正処分等の予防の観点からの早期の段階での指導監督の強化を図られたい。

執行体制の充実に関しては、環境衛生指導員の資格保持者の配置の強化がなされているほか、前回の検証委員会の報告書で不十分であったと指摘された平成９年度（1997年度）前の人員体制に比べて増員、強化がなされており、また、直近においても一般行政部門の職員総数の減少に比して相対的な人員体制の充実が見られるなど、必要な対応がなされているものと評価できる。

ウ　住民等との連携強化

【県の取組】

・行政処分の事実の公表
・処分基準の公表
・一定の施設変更時の説明会開催等の指導
・不法投棄対策での事業者との通報協力の協定
・不法投棄対策での「地域協働原状回復事業」の実施
・専用通報電話（不法投棄１１０番）の設置
・本庁と地方機関間での研修会の開催
・大津市との間での職員派遣および意見交換会
・本庁と地方機関間での担当者会議の開催
・地方機関単位での主に不法投棄対策についての地域との連携

【県が今後講じようとする措置】

情報公開については、立入検査の結果や処理施設に係る測定データの公表など、一層積極的に公開することで透明性を高める。

県の説明責任を果たす観点からは、現在公開している要綱や基準等を活用し、県の産業廃棄物行政についての方針を明示するとともに、住民の不安、疑問等に対して早期に解消するよう対応する。

また、住民からの情報に基づく立入検査等については、機会を捉えて通報制度についての情報を提供するほか、違反事実の覚知につながる情報等の入手について、より効果的に収集できる方策を研究する。

【追加検証委員会における意見および評価】

住民等との連携強化に関しては、行政処分についての情報提供や、地域連携事業といった取組がなされていると認められる。今後はさらに、違反発見者からの通報制度の周知その他の情報把握の措置に関し、一層の充実を図る方向で取り組まれたい。

また、産業廃棄物に係る許認可権限のない大津市以外の市町との連携についても、違反事実の早期の発見につながるよう情報収集、情報交換等を積極的に行い、事案の早期解決に努められたい。

(3) 追加検証委員会以降の取組

職員の意識の研鑽に関する事項については、環境省主催の研修やＮＰＯ法人主催の専門人材育成

課程への職員派遣や、本庁地方機関間での研修会、研究・意見交換会等を継続して実施しているほか、対策工事の現場見学を実施し、不適正処分がなされた処分場の実情や県の指導の経緯等について認識を共有するとともに、様々な課題についての検討、意見交換の機会としている。

指導監督体制の強化については、再発防止の観点から過去の問題事例を踏まえて重点的検査事項を設定しており、例えば平成 29 年度（2017 年度）においては、産業廃棄物処理施設が維持管理計画に従い適正に管理されているかという点、また、産業廃棄物の処理状況および許可業者に適切に委託されているかという点を重点的検査事項としている。

なお、平成 27 年度（2015 年度）における廃棄物処理法第 18 条第 1 項に基づく照会の件数は９件、行政処分件数の実績は、許可の取消しが９件、改善命令が 1 件であった。

人員体制については、一般行政部門の職員総数が平成 19 年度（2007 年度）に比べて大幅に減少する中、廃棄物部門に関しては、専門職の増員など一層の充実を図っている。また、警察本部との全面的かつ緊密な連携の下、不法投棄対策等を実施するため、引き続き警察からの派遣職員を配置している。

住民等との連携強化については、不法投棄 110 番の設置や警備会社によるパトロール等、住民や民間業者と連携して取り組む監視取締体制を整備している。また、警察や市町等の関係機関や、近隣府県市と連携した監視パトロール、ドローン・監視カメラ等を活用した監視を行い、不適正処分の未然防止および早期発見に努めている。

また、不法投棄防止に関する街頭キャンペーンや、排出事業者・処理事業者への電子マニフェスト普及等の啓発活動、産業廃棄物運搬車両の路上検問等、引き続き地域全体で不法投棄を許さない環境づくりに努めている。

そのほか、特定支障除去等事業に関係する全国の県市で構成する「産業廃棄物不適正処分事案関係自治体連携会議」に参加し、積極的な意見交換を通じて各県市の経験や知見の集積と共有を図り、再発防止や早期解決に向けた取り組みに生かすこととしている。

４　責任追及

(1) 行政代執行費用の回収

県による行政代執行の費用については、請求が可能となったものから順次納付命令を発しており、これまでに総額8億円余（詳細は次の表のとおり）を請求した。

旧ＲＤ社からは、破産財団の残余財産の全額をもって弁済を受けた。また、元代表取締役および元役員からは、国税徴収法に基づく滞納処分（預金等財産の差押え）等の方法により随時回収を行っており、令和６年８月末時点での回収額は 5,111 万円余である。今後も回収を進めていく。

【行政代執行費用に係る納付命令の状況】

命令日	旧ＲＤ社	旧ＲＤ社元代表取締役	旧ＲＤ社元埋立担当役員２名
平成22年（2010年）10月22日	内容：緊急対策工事費用（焼却施設撤去、廃棄物飛散流出防止措置等） 命令額：94,117,579円		

命令日	旧ＲＤ社	旧ＲＤ社元代表取締役	旧ＲＤ社元埋立担当役員２名
平成25年（2013年）９月９日	内容：緊急対策工事費用（焼却施設撤去、廃棄物飛散流出防止措置等） 内容：主に一次対策工事に係る費用（水処理施設修繕および下水道接続、有害物調査、地下水調査、原因廃棄物の掘削除去および処分等） 命令額：709,029,725円		
平成27年（2015年）１月23日		内容：二次対策工事に係る費用で平成25年度に支出したもの（原因廃棄物掘削除去および処分、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等 命令額：331,547,689円	内容：H25.9.9付け納付命令と同じ（地下水汚染防止措置に係る費用に限る） 命令額：703,005,433円 内容：左記に同じ（地下水汚染防止措置に係る費用に限る） 命令額：330,917,689円
平成27年（2015年）10月23日		内容：二次対策工事に係る費用で平成26年度に支出したもの（原因廃棄物掘削除去および処分、廃棄物選別施設設置、新水処理施設設置、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等） 命令額：1,222,957,196円	
平成28年（2016年）11月７日		内容：二次対策工事に係る費用で平成27年度に支出したもの（原因廃棄物掘削除去および処分、土質調査<県単>、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等） 命令額：816,546,851円	
平成29年（2017年）11月２日		内容：二次対策工事に係る費用で平成28年度に支出したもの（原因廃棄物掘削除去および処分、土質調査<県単>、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等） 命令額：928,101,994円	
平成30年（2018年）11月21日		内容：二次対策工事に係る費用で平成29年度に支出したもの（原因廃棄物掘削除去および処分、土質調査<県単>、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等） 命令額：1,123,988,743円	

命令日	旧ＲＤ社	旧ＲＤ社元代表取締役	旧ＲＤ社元埋立担当役員２名
令和元年（2019年）12月３日		内容：二次対策工事に係る費用で平成30年度に支出したもの（原因廃棄物掘削除去および処分、土質調査、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等）	
		命令額：1,187,290,954円	
令和３年（2021年）１月６日		内容：二次対策工事に係る費用で令和元年度に支出したもの（原因廃棄物掘削除去および処分、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等）	
		命令額：1,197,849,855円	
令和３年（2021年）12月２日		内容：二次対策工事に係る費用で令和２年度に支出したもの（原因廃棄物処分、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等）	
		命令額：624,462,948円	
令和４年（2022年）11月14日		内容：二次対策工事に係る費用で令和３年度に支出したもの（水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等）	
		命令額：51,882,623円	
令和５年（2023年）11月22日		内容：二次対策工事に係る費用で令和４年度に支出したもの（水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等）	
		命令額：53,806,900円	
合　計	－	8,341,583,057円	8,240,811,186円

(2) 施設設置許可の取消し

平成20年（2008年）５月28日付けの措置命令により、旧ＲＤ社が産業廃棄物の不適正処分により生活環境保全上の支障等を発生させたことが明らかとなったことおよび旧ＲＤ社の破産手続の開始につき破産管財人から廃棄物処理法第９条第６項に基づく届出が提出されたことから、同年５月28日付けで産業廃棄物処理施設の設置の許可を取り消した。

(3) 刑事訴訟法第 239 条第２項に基づく刑事告発

平成20年（2008年）５月28日に発した措置命令について、着手期限を徒過しても着手しなかったことから、同年11月17日に元代表取締役を滋賀県警察本部長あて刑事告発した。

本事件は大津区検察庁により起訴され、大津簡易裁判所において、同年12月25日に100万円の罰金が確定している。

(4) 排出事業者に対する責任追及

現存する資料を収集した結果、排出事業者に対する調査のための基礎資料として、産業廃棄物処理事業実績報告書、旧ＲＤ社保有の契約書等の一部、県が過去に旧ＲＤ社に照会した際の処理実績の報告等が得られた。

上記資料を基に、旧ＲＤ社に処理を委託した排出事業者（中間処理に係る委託契約対象者を含

む）を特定し、生活環境保全上の支障等との関連が疑われる廃油または汚泥の処理を委託した記録の残る者に対する照会および違法な埋立てが疑われる時期に締結された契約書の記載の確認により、処理を委託した時期、品目、処理方法、委託量等の確認を行ったほか、これらの情報から委託基準に違反した委託をしている疑いが強いと考えられた排出事業者について立入調査を行った。

さらに、平成10年（1998年）５月の旧ＲＤ社栗東事業所に係る最終処分業廃止届の提出後における同事業所での産業廃棄物の搬入、処理等の状況について、破産時に旧ＲＤ社が保有していた文書（廃止届提出後の一部時期に係る契約書、請求書等および経理関係の社内文書）を精査し、当該時期における排出事業者および受入れの状況を調査した。

その結果、この期間においては、旧最終処分場においては中間処理のみが行われ、最終処分は他の施設で行うこととしていたものと認められた。

また、関係書類からは契約金額に係る情報も得られた。委託金額の多寡について相対比較を行うことは容易でないものの、滋賀県が他者に委託した処理の事例に比して低廉な額での委託であるとみるべき事情は確認されず、この点について排出事業者に故意または注意義務違反等があったとの事実は窺われなかった。

以上のことから、現時点での調査結果によっては措置命令の根拠としうる事実が確認されたとはいえないことから、排出事業者および収集運搬業者からの行政代執行費用の徴収はない。

なお、旧処分場内において、表示により製造販売業者その他の情報が確認できた産業廃棄物（不適正処分、生活環境保全上の支障等のいずれにも関連しないもの）がわずかながら発見された。これについては、関係者による自主的な対応として、無償で撤去および処分が行われた。